

議案第45号

淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件

淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、淡路市の産業の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上並びに地域格差の是正に寄与することを目的として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、市において市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税の課税を免除することについて必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第3号に規定する特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の

着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税について、課税を免除することができる。

2 前項の規定により固定資産税について課税免除ができる期間は、当該課税免除をした最初の年度以降3か年度とする。

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)(個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名)又は所在地、名称及び法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)(法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称)

(2) 当該固定資産の所在地、取得価額及び取得年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(課税免除の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、固定資産税の課税免除の可否を決定しなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正行為により固定資産税の課税免除を受けた者又は期限の到来した市税を完納しない固定資産税の課税免除を受けた者がある場合においては、その者に係る課税免除を取り消すものとする。

(課税免除の承継)

第6条 固定資産税の課税免除を受けた者に相続、合併等の理由により変更が生じたときは、事業が継続される場合に限り、承継者は、市長に届け出て、当該課税免除の承継を受けることができる。

(報告及び調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、固定資産税の課税免除を受けた者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成25年淡路市条例第28号)の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第1条に規定する設備の取得等をした者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

(淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

3 淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成25年淡路市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第1項の」を「第6条第1項の」に改める。

第3条中「5月31日」を「1月31日」に改める。

第8条中「淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年淡路市条例第92号)」を「淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和 年淡路市条例第 号)又は淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年淡路市条例第92号)附則第4項の規定によりなお効力を有することとされた失効前の同条例」に改める。

附則第2項中「固定資産税の課税免除を受けた者」を「第1条に規定する対象施設を設置した事業者」に改める。

(淡路市企業立地促進条例の一部改正)

4 淡路市企業立地促進条例(平成25年淡路市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表奨励金の交付期間の欄中「淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年淡路市条例第92号)」を「淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和 年淡路市条例第 号)又は淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年淡路市条例第92号)附則第4項の規定によりなお効力を有することとされた失効前の同条例(以下これらを「過疎減免条例」という。)」に、「淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の」を「過疎減免条例の」に改め、同表備考4第11号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第30条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第23条」に改める。

(淡路市企業立地促進条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正前の淡路市企業立地促進条例の規定により指定の決定を受けた事業者に対する奨励金等の交付については、なお従前の例による。

淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例附則第3項の規定による淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第5条第1項</u>の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第4項又は第7項の規定により承認された地域^{けん}経済牽引事業計画（法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って当該承認地域経済牽引事業計画に係る法第4条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）における促進区域（以下「同意促進区域」という。）内において、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者に対する固定資産税の課税を免除することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除の申請)</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、毎年<u>5月31日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(適用除外)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第6条第1項</u>の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第4項又は第7項の規定により承認された地域^{けん}経済牽引事業計画（法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って当該承認地域経済牽引事業計画に係る法第4条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）における促進区域（以下「同意促進区域」という。）内において、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者に対する固定資産税の課税を免除することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除の申請)</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、毎年<u>1月31日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(適用除外)</p>

淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例附則第3項の規定による淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第8条 この条例の規定は、<u>淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年淡路市条例第92号）</u>の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 （略） （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に<u>固定資産税の課税免除を受けた者</u>に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。 （淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）</p> <p>3 （略）</p>	<p>第8条 この条例の規定は、<u>淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 年淡路市条例第 号）</u>又は<u>淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年淡路市条例第92号）</u>附則第4項の規定によりなお効力を有することとされた失効前の同条例の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 （略） （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に<u>第1条に規定する対象施設を設置した事業者</u>に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。 （淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）</p> <p>3 （略）</p>

淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例附則第4項の規定による淡路市企業立地促進条例の一部改正新旧対照表

現 行					改 正 案				
別表（第4条、第5条関係）					別表（第4条、第5条関係）				
奨励金等の種類	事業者の指定の要件			奨励金の交付期間	奨励金等の種類	事業者の指定の要件			奨励金の交付期間
	事業の内容に関する要件	投下固定資産総額に関する要件	従業員に関する要件			事業の内容に関する要件	投下固定資産総額に関する要件	従業員に関する要件	
立地奨励金	製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、宿泊業、教育、学習支援業、医療業、老人福祉・介護事業、自然科学研究所、サービス業、指定業種	投下固定資産総額1億円を超える者	従業員数3人以上	3年以内（ <u>淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年淡路市条例第92号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けたものを除く。</u> ）	立地奨励金	製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、宿泊業、教育、学習支援業、医療業、老人福祉・介護事業、自然科学研究所、サービス業、指定業種	投下固定資産総額1億円を超える者	従業員数3人以上	3年以内（ <u>淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和</u>
	承認地域経済牽引事業者が行う事業、指定業種	投下固定資産総額5,000万円を超え1億円以下の者（市内に事業所を有する者であって、備考2に規定する業種以外の業種の者に限る。）				承認地域経済牽引事業者が行う事業、指定業種	投下固定資産総額5,000万円を超え1億円以下の者（市内に事業所を有する者であって、備考2に規定する業種以外の業種の者に限る。）		<u>年淡路市条例第92号）附則第4項の規定によりなお効力を有することとされた失効前の同条例（以下これらを「過疎減免条例」という。）の</u>

淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例附則第4項の規定による淡路市企業立地促進条例の一部改正新旧対照表

現 行					改 正 案				
									規定による固定資産税の課税免除の適用を受けたものを除く。)
		投下固定資産総額1億円を超える者	従業員数10人以上	淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成25年淡路市条例第28号)又は <u>淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けた期間の翌年度から2年以内</u>			投下固定資産総額1億円を超える者	従業員数10人以上	淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成25年淡路市条例第28号)又は <u>過疎減免条例の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けた期間の翌年度から2年以内</u>
雇用奨励	(略)	(略)	(略)	(略)	雇用奨励	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

淡路市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例附則第4項の規定による淡路市企業立地促進条例の一部改正新旧対照表

現 行					改 正 案				
金		(略)	(略)	(略)	金		(略)	(略)	(略)
明石	(略)	(略)	(略)	(略)	明石	(略)	(略)	(略)	(略)
海峽	(略)	(略)	(略)	(略)	海峽	(略)	(略)	(略)	(略)
大橋及び大鳴門橋通行料並びに水道使用料に対する助成金		(略)	(略)	(略)	大橋及び大鳴門橋通行料並びに水道使用料に対する助成金		(略)	(略)	(略)
下水道使用料に対する助成金	(略)	(略)	(略)	(略)	下水道使用料に対する助成金	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～3 (略) 4 事業の内容に関する要件に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 指定業種 <u>過疎地域自立促進特別措置法</u> （平成12年法律第15号）第30条に規定する業種をいう。 (12) (略)					備考 1～3 (略) 4 事業の内容に関する要件に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 指定業種 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u> （令和3年法律第19号）第23条に規定する業種をいう。 (12) (略)				

議案第46号

淡路市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例

淡路市過疎地域自立促進基金条例（平成23年淡路市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

淡路市過疎地域持続的発展基金条例

第1条中「地域医療」を「市民の日常的な移動のための交通手段」に、「市民の日常的な移動のための交通手段」を「地域医療」に、「淡路市過疎地域自立促進計画」を「淡路市過疎地域持続的発展計画」に、「淡路市過疎地域自立促進基金」を「淡路市過疎地域持続的発展基金」に改める。

第2条を削る。

第3条第1号中「過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（平成22年総務省令第49号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（令和3年総務省令第36号）」に改め、同条を第2条とし、第4条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の淡路市過疎地域自立促進基金条例第3条の規定により積み立てられた現金は、改正後の淡路市過疎地域持続的発展基金条例第2条の規定により積み立てられた基金とみなす。

淡路市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>淡路市過疎地域自立促進基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>地域医療の確保、市民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業として淡路市過疎地域自立促進計画に定める事業に要する経費の財源に充てるため、淡路市過疎地域自立促進基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><u>(愛称)</u></p> <p>第2条 <u>基金の愛称は、キラメキ基金とする。</u></p> <p>(基金の積立額)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（平成22年総務省令第49号）の規定により算定された額の範囲において、予算で定める額</u></p> <p>(2) 基金の運用から生ずる収益の額</p> <p>(基金の管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(基金の運用益金の処理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(基金の繰替運用)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>淡路市過疎地域持続的発展基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の市民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業として淡路市過疎地域持続的発展計画に定める事業に要する経費の財源に充てるため、淡路市過疎地域持続的発展基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（令和3年総務省令第36号）の規定により算定された額の範囲において、予算で定める額</u></p> <p>(2) 基金の運用から生ずる収益の額</p> <p>(基金の管理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(基金の運用益金の処理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(基金の繰替運用)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 (略)</p>

議案第47号

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

淡路市国民健康保険条例（平成17年淡路市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4千円」を「40万8,000円」に改め、同項ただし書中「1万6千円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る改正前の淡路市国民健康保険条例の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、市長は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産と認めるときは、<u>40万4千円</u>に、<u>1万6千円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産と認めるときは、<u>40万8,000円</u>に、<u>1万2,000円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

議案第48号

淡路市海水浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

淡路市海水浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市海水浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

淡路市海水浴場の設置及び管理に関する条例（平成20年淡路市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4号の表駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市海水浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案															
<p>別表（第9条、第15条関係）</p> <p>(1) 岩屋海水浴場</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p>(2) 北淡県民サンビーチ及び北淡室津ビーチ</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p>(3) 多賀の浜海水浴場</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考 (略)</p> <p>(4) 浦県民サンビーチ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シャワー設備（小学生以上）</td> <td style="text-align: center;">1人1回</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> <tr> <td><u>駐車場</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1日1回</u></td> <td style="text-align: center;"><u>520円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	シャワー設備（小学生以上）	1人1回	210円	<u>駐車場</u>	<u>1日1回</u>	<u>520円</u>	<p>別表（第9条、第15条関係）</p> <p>(1) 岩屋海水浴場</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p>(2) 北淡県民サンビーチ及び北淡室津ビーチ</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p>(3) 多賀の浜海水浴場</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考 (略)</p> <p>(4) 浦県民サンビーチ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シャワー設備（小学生以上）</td> <td style="text-align: center;">1人1回</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	シャワー設備（小学生以上）	1人1回	210円
区分	単位	使用料														
シャワー設備（小学生以上）	1人1回	210円														
<u>駐車場</u>	<u>1日1回</u>	<u>520円</u>														
区分	単位	使用料														
シャワー設備（小学生以上）	1人1回	210円														

議案第49号

淡路市福祉基金条例を廃止する条例制定の件

淡路市福祉基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市福祉基金条例を廃止する条例

淡路市福祉基金条例（平成17年淡路市条例第65号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市福祉基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>淡路市福祉基金条例 平成17年4月1日 条例第65号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 複雑な社会情勢の中で福祉行政への期待が大きく、社会福祉の本質を見極めながら自立と連帯の輪を広め福祉社会づくりのため、淡路市福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、次に掲げるものの合計額とする。</p> <p>(1) 別表に定める寄附金 (2) 第4条第2項の規定により基金に編入する剰余金</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、剰余金が生じたときは、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路市福祉基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																																							
<p>替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の内訳</th> <th>財産の種類</th> <th>寄附金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高田すみえ 児童福祉資金</td> <td>現金</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>藤岡明光 福祉資金</td> <td>現金</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>奥田寿美 福祉資金</td> <td>現金</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>外原長寿 福祉資金</td> <td>現金</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>脇田勝美 福祉資金</td> <td>現金</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>函城喜好 福祉資金</td> <td>現金</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>水谷美登 福祉資金</td> <td>現金</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>齋藤龍雄 福祉資金</td> <td>現金</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>新阜政治 福祉資金</td> <td>現金</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>井町とみゑ 福祉資金</td> <td>現金</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>岡田健 福祉資金</td> <td>現金</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大木成治</td> <td>現金</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	基金の内訳	財産の種類	寄附金の額	高田すみえ 児童福祉資金	現金	100万円	藤岡明光 福祉資金	現金	100万円	奥田寿美 福祉資金	現金	200万円	外原長寿 福祉資金	現金	10万円	脇田勝美 福祉資金	現金	50万円	函城喜好 福祉資金	現金	100万円	水谷美登 福祉資金	現金	100万円	齋藤龍雄 福祉資金	現金	200万円	新阜政治 福祉資金	現金	500万円	井町とみゑ 福祉資金	現金	500万円	岡田健 福祉資金	現金	100万円	大木成治	現金	100万円	<p>(条例の廃止)</p>
基金の内訳	財産の種類	寄附金の額																																						
高田すみえ 児童福祉資金	現金	100万円																																						
藤岡明光 福祉資金	現金	100万円																																						
奥田寿美 福祉資金	現金	200万円																																						
外原長寿 福祉資金	現金	10万円																																						
脇田勝美 福祉資金	現金	50万円																																						
函城喜好 福祉資金	現金	100万円																																						
水谷美登 福祉資金	現金	100万円																																						
齋藤龍雄 福祉資金	現金	200万円																																						
新阜政治 福祉資金	現金	500万円																																						
井町とみゑ 福祉資金	現金	500万円																																						
岡田健 福祉資金	現金	100万円																																						
大木成治	現金	100万円																																						

淡路市福祉基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行			改 正 案
福祉資金			(条例の廃止)
新阜政治 福祉資金	現金	50万円	
武久マサ子 福祉資金	現金	50万円	
国賀権治 福祉資金	現金	100万円	